

# 北海道学生研究会SCAN規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本団体は、北海道学生研究会SCANと称する。

### 第2条（活動の目的と活動）

1. 本団体は、学生・企業・住民が、協力し合い地域の課題に向き合っていくそのきっかけ作りとそれらを結びつける媒体となることを目的とする。
2. 本団体は、幹事校と参助校からなる会員により組織され、幹事校が組織の運営を行う。

また、以下の活動を行う。

- 1) 活動の趣旨に賛同する参加団体、参加校から幹事校を募る。
- 2) 活動趣旨に賛同する参加団体、参加校を集め、年1回、合同研究発表会を行う。ただし、環境の変化によるオンライン開催の場合もあり。
- 3) 研究活動の促進、発展のために特別講演会、シンポジウム等を企画・実行する。
- 4) 地域に研究成果を還元するためのイベントを開催する。
- 5) 研究成果や活動成果を広く情報配信し、地域問題に向き合い、協力して解決する仲間づくりに貢献する。
- 6) その他、上記の目的に準じた活動を行う。

ただし、社会に影響を与える感染症が流行した場合、やむを得ず活動を制限する。

### 第3条（運営事務局の所在）

1. 本団体の活動を運営するために運営事務局を置く。
2. 事務局の設置は事務局運営を行う幹事校の中から決める。
3. 事務局の所在は、運営顧問の所属先に置く。
4. 運営顧問に変更があった場合には、事務局の所在を変更することが出来る。

### 第4条（運営事務局の組織）

1. 本団体は、幹事校から選出された学生運営委員により構成される執行部組織により事務局運営を行う。
2. 執行部組織には、学生運営委員から選出された、学生代表1名、複数名からなる副代表等の役職者を置く。

3. 事務局に、運営委員を指導できる運営顧問を1名以上置く。
4. 運営顧問は、幹事校のゼミナール等を指導する指導教員が務める。
5. 運営事務局に学生代表1名、副代表のほか、広報、渉外、企画等の部局を置く。
6. 運営顧問は適宜、運営事務局のサポートを行う。

#### 第5条（学生運営委員、役職者の任期）

1. 学生運営委員の任期は原則1年とする。
2. 学生代表、副代表等の役職者の任期は原則1年であるが、新執行部への引継ぎ完了までを任期とする。
3. なお、新執行部に適任者がいない場合には、学生代表、副代表の再任を妨げるものではない。

#### 第6条（会員の入会資格）

本団体の会員は、幹事校【ゼミ】・参助校【ゼミ】により構成される。

1. 第2条(活動の目的と活動)の目的に賛同し、入会手続きを行った幹事校をいう。
2. 参助校とは、本団体の活動趣旨に賛同し、本団体が行う大会やイベントに参加する学校や団体をいう。

#### 第7条（幹事校【ゼミ】の入会資格）

幹事校への入会には以下の条件が必要である。

1. 幹事校になるためには、以下の要件を必要とする。
  - 1) 組織の所属が明確であること。
  - 2) 本団体の組織運営に意欲的に参加し、運営委員及び役員を配置できること。
  - 3) 本団体の組織運営への参画に顧問の承諾を得ていること。
2. 上記の会員以外に以下のメンバーを加えることが出来る。
  - 1) メイン協賛企業
  - 2) 本団体の旧役員及びOB

#### 第8条（幹事校の継続確認）

1. 幹事校の任期は原則1年とする。
2. 幹事校の継続確認は毎年2月までに行い、運営事務局は確認を行う。
3. 幹事校の継続意思がある場合には、再任を妨げない。
4. 学校等の都合上に幹事校を継続出来なくなった場合には、所定の手続きにより退会することができる。

#### 第9条（参助校【ゼミ】への運営事務局の関与）

参助校に対して、学生運営事務局は以下のサービスを提供する。

1. 本団体が主催する大会やイベント等の情報提供を参助校および参加歴のある学校に行う。
2. 協賛企業やメイン協賛企業が提供する情報等を参助校に情報提供する。
3. その他、本団体に関する必要な情報を提供する。

#### 第10条（協賛企業・メイン協賛企業による事務局運営の関与）

本団体は、本活動に賛同する協賛企業・メイン協賛企業から適宜、活動への助言を受ける。

#### 第11条（年会費・参加費）

1. 幹事校、参助校になるにあたっての年会費は徴収しない。
2. 本団体が主催する大会やイベントに参加する場合には、参助校は別に定める参加費を払う。
3. 幹事校が本団体の主催する大会やイベントに参加する場合には、参加費の減免を行う。

### 第2章 運営組織の運営方法

#### 第12条（役員の種別及び定数）

本団体には、次の事務局役員を置く。

代表（1名）

副代表（若干名）

会計（若干名）

渉外・企画・広報等の部門代表（若干名）

#### 第13条（役員の職務）

事務局役員は次の任務を行う。

1. 代表は、本団体の業務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、必要な場合、代表に代わり業務を処理する。
3. 会計は、本団体の運営に関する資金を管理・支出する。
4. 部門代表は、本団体に設けられた部門を統括する。

#### 第14条（部門職務）

1. 企画運営部門は、第2条(活動の目的と活動)の活動目的に対する企画立案と執行をする。
2. 広報部門は、本団体の広報職務の執行をする。
3. 渉外部門は、本団体の渉外職務の執行をする。

#### 第15条（役員の選出）

事務局役員の選出は、次の方法による。

1. 代表は、幹事校から選出される。

2. 副代表は、代表が任命する。
3. 会計は、代表が任命する。
4. 部門代表は、代表が任命する。

#### 第16条（役員の再選出）

事務局役員が任期満了前に辞任した場合、以下の方法で再選出される。

また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

1. 代表が任期満了前に辞任した場合、副代表から新たに代表を任命し、総会によって承認される。また、副代表が欠員の場合、運営顧問が会員から任命する。
2. 副代表、会計、部門代表に欠員が生じた場合、代表が補充役員を任命する。  
なお、すでに1名以上いる場合には再選出を行わない。

### 第3章 会議

#### 第17条（会議の種別）

本団体には、次の会議を置く。

##### 1 総会

総会は、会員の意思を反映させるために行い、各大学の学生代表、各大学顧問、事務局役員、運営顧問、参助校の代表者をもって行う。

##### 2 合同運営会議

事務局役員とメイン協賛企業の代表者による運営会議

##### 3 企画運営会議

事務局役員・運営委員による企画会議

##### 4 運営会議

事務局役員、運営顧問を含めた事務局運営全般にかかる会議

#### 第18条（総会）

総会は以下のように行う。

##### 1. 開催時期

原則、合同研究発表会に合わせて行うが、学生代表が必要と判断した場合には、合同研究発表会に関わらず総会を開催することができる。

##### 2. 総会での決議・投票権

(1)幹事校は議事への決議・投票権を有するが、参助校は議事への発言権にとどまり、議事への決議・投票権はない。

(2)会議の決議には会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする

##### 3. 議事の提案

- (1) 学生運営委員は議事を総会前に提案することができる。
- (2) 幹事校は議事を総会前に提案することができる。
- (3) 参助校の場合は、顧問であれば総会前に議事を提案することができる。
- (4) 学生代表が必要と認めた場合には、議事を総会前に提案することができる

#### 第19条（その他会議）

- 1 合同運営会議は、メイン協賛企業への企画運営への協力要請、活動状況報告、企画・年間計画の承認、収支決算報告会等を内容とし、必要に応じて開催する。
- 2 企画運営会議は、事務局役員・運営委員を合わせた人員の過半数以上が必要であると認めた時に開催することができる。
- 3 運営会議は、定例会議とし、週1回を原則として開催する。

#### 第20条（その他会議の運営・議決権）

- 1 会議の運営は、代表が議長を務め、これをおこなう。代表が不在の場合には、副代表から議長を選出しておこなう。
- 2 会議の議決権については、別途定める。

#### 第21条（その他会議の開催）

会議は、議決権を持った会員の過半数以上の出席に基づき開催される。ただし、当該事項について、予め書面を持って意思表示したものは出席とみなす。

#### 第22条（会議の決議）

会議での決議は、出席者の過半数をもって議決される。

## 第4章 附則

- 1 本規約は、平成26年6月7日より施行する。
- 2 本規約は、平成26年12月13日より施行する。
- 3 本規約は、令和元年12月7日より施行する。
- 4 本規約は、令和2年12月19日より施行する。
- 5 本規約は、令和3年12月4日より施行する。